

I 政治団体の届出

1 届 出 一 覧

	届出の種類	届出の時期	備考	様式
1	政治団体設立届 ※綱領、党則、規約その他これらに相当するものを必ず添付して下さい。	組織した日から7日以内 ※郵便又は信書便によることはできません。	政治団体を設立する場合に必要。 (記載例P19～) 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には開催計画書等も添付。	P93 [P94]
2	規 約 等	1の政治団体設立届に添付	政治団体を設立する場合に必要。 (記載例P23～)	—
3	政党の状況等に関する届	1の政治団体設立届に添付	政党の支部を設立する場合、又は政党の支部の名称を変更する場合に必要。	P95
4	支 部 証 明 書	1の政治団体設立届に添付	政党の支部を設立する場合、又は政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域、支部の単位に異動が生じた場合に必要。	P96
5	被 推 薦 書	1の政治団体設立届に添付	県知事、県議会議員に係る公職の候補者の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合に必要。 ※国会議員の後援団体はこれに代わり6の国会議員関係政治団体に該当する旨の通知 ※市町村の長及び議員の後援団体は対象になりません。	P97
6	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	1の政治団体設立届、7の届出事項等の異動届に添付	国会議員に係る公職の候補者の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合に必要。	P98
7	届出事項等の異動届	異動した日から7日以内 ※郵便又は信書便によることはできません。	届出事項に異動が生じた場合に必要。 (名称や所在地など記載内容に変更が生じる場合には、必ず規約を添付して下さい)	P99
8	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	7の届出事項等の異動届に添付	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の7の異動届を提出する場合に必要。	P100
9	政治団体解散届 ※解散した日現在における18の収支報告書を必ず添付して下さい。	解散した日から30日以内 ※国会議員関係政治団体については60日以内	収支報告書の宣誓書には代表者及び会計責任者の記名押印もしくは署名が必要。	P101
10	資金管理団体指定届 (宣誓書含む。)	指定した日から7日以内	公職の候補者が代表者である政治団体のうちから1つの団体を指定することができる。 (記載例P26)	P102
11	資金管理団体届出事項の異動届 (宣誓書含む。)	異動した日から7日以内		P103
12	資金管理団体指定取消届 (宣誓書含む。)	取消しの日から7日以内		P104

13	資金管理団体でなくなった旨の届（宣誓書含む。）	資金管理団体が解散し、又はその適格性を失った日から7日以内	資金管理団体が解散し、又は代表者が死亡した等で資金管理団体がその適格性を失った場合。	P105
14	国会議員氏名届	1の政治団体設立届に添付	政策研究団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）を設立する場合に必要。	P106
15	国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出	同一の国会議員関係政治団体から、1,000万円に達することとなった寄附に係る16の通知を受けた日から7日以内	令和8年1月1日より、同一の国会議員関係政治団体からの寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、当該年及び翌年は国会議員関係政治団体とみなされることとなった。（詳細は、P3参照）	P107
16	国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知	国会議員関係政治団体が、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をする際に通知（選挙管理委員会への提出は不要）	国会議員関係政治団体が、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をする場合に必要。（詳細は、P3参照）	P108
17	政治団体支部解散届 ※解散した日現在における18の収支報告書を必ず添付して下さい。	解散した日から30日以内	政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、支部の代表者や会計責任者に代わって、支部の解散をすることができる。	P109
18	収 支 報 告 書	翌年の3月末までに（1月～3月の間に総選挙又は通常選挙の公示日から選挙期日までの期間がかかるときは4月末日までに） ※国会議員関係政治団体については翌年の5月末までに（1月～3月の間に総選挙又は通常選挙の公示日から選挙期日までの期間がかかるときは6月末日までに）	その年の1月1日から12月31日までの収支報告書 5万円以上の政治活動費については領収書等の写しを添付 ※資金管理団体については、5万円以上の経常経費（人件費を除く。）についても領収書等の写しを添付 ※国会議員関係政治団体については、1万円を超える政治活動費及び経常経費（人件費を除く。）について領収書等の写しを添付 ・記載例（P31～）	12月に様式を発送します。
19	領収書等を徴し難かった支出の明細書	18の収支報告書に添付	領収書等の写しを添付しなければならない支出に、領収書等を徴し難い事情があった支出がある場合に使用（記載例P53）	
20	振込明細書に係る支出目的書	18の収支報告書に添付	領収書等の写しを添付しなければならない支出に、金融機関への振込みにより支出したものがあつた場合に使用（記載例P53） ※振込明細書の写しを添付	
21	寄附金（税額）控除のための書類	18の収支報告書にあわせて提出	課税上の優遇措置の適用を受ける個人の寄附で寄附の内訳が明記されたもの	P110
22	確 認 書	18の収支報告書にあわせて提出 （国会議員関係政治団体のみ）※令和8年分収支報告書から	令和8年分収支報告書より、国会議員関係政治団体の代表者は、会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認	P111

			書を会計責任者に交付しなければならないこととなった。(会計責任者は、代表者から交付された確認書を収支報告書に添付しなければならない。)(詳細は、P4参照)	
23	残 高 確 認 書	国会議員関係政治団体のみ対象の書類 (選挙管理委員会への提出は不要)	令和8年分収支報告書より、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における <u>預貯金口座の残高を確認することができる書類</u> に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならない。 (下線部の書類が、「残高確認書」)	P112
24	差 額 説 明 書	国会議員関係政治団体のみ対象の書類 (選挙管理委員会への提出は不要)	令和8年分収支報告書より、国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、 <u>その旨及びその理由を記載した書面</u> を作成しなければならない。 (下線部の種類が、「差額説明書」)	P113
25	証 票 交 付 申 請 書 (公職の候補者等分)	公職の候補者等が看板等を掲示するとき	※P79～をよくお読み下さい。 ①市町村長、議員関係は 当該市町村選管に ②衆議(小選挙区選出)、 参議(選挙区選出)、 知事、県議関係は県選管に ③衆議(比例代表選出)、 参議(比例代表選出) 関係は中央選挙管理会に } 申請 ・公職の候補者等分(記載例P84～) ・後援団体分(記載例P86～)	P114 ～
26	証 票 交 付 申 請 書 (後 援 団 体 分)	後援団体が看板等を掲示するとき		P116 ～

届出様式のデータは、ホームページに掲載しておりますので、届出の際にご活用ください。



届出様式データはこちら

(参考) 政治団体届出書類早見表

	政党の支部			資金管理団体												その他の政治団体											
				税優遇なし			税優遇あり ※1						税優遇なし			税優遇あり ※1						国会議員関係 政治団体			国会議員関係 以外の政治団体		
	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散
設 立 届	●			●			●			●			●			●			●			●			●		
規 約 等	●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)	
政党の状況等 に関する届	●	(●) ※2																									
支部証明書	●	(●) ※3																									
被 推 薦 書													●	(●)								●					
国会議員関係政治団体に 該当する旨の通知							●	(●)								●	(●)						(●)				
国会議員氏名届 ※4							(●)	(●)								(●)	(●)										
異 動 届		●		●			●			●			●			●			●			●			●		
国会議員関係政治団体に 該当しなくなった旨の通知					(●)						(●)			(●)									(●)				
解 散 届			●			●			●			●			●			●			●			●			●
資金管理団体指定届				●			●			●																	
資金管理団体届出事項 の異動届				●			●			●																	
資金管理団体指定取消届						●			●			●															
資金管理団体でなくなった旨 の届																											

- ※1 税の優遇措置の適格団体は、「支部証明書」、「被推薦書」、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」、「国会議員氏名届」を提出している政治団体に限られます。
- ※2 政党支部の異動において「政党の状況等に関する届」が必要となるのは、「政治団体の名称」を異動する場合です。
- ※3 政党支部の異動において「支部証明書」が必要となるのは、「政治団体の名称」「主たる事務所の所在地」「主たる活動区域」を異動する場合です。
- ※4 政策研究団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）は、「国会議員氏名届」が必要です。

〈政治団体設立届について〉

- 政治団体（政党又は政治資金団体を除く）が、1の政治団体設立届を提出する場合、又は7の届出事項等の異動届により団体名を変更する場合には、当該届出に係る政治団体の名称は、**既存の政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければなりません。**
- **政治団体は、1の政治団体設立届がなされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、または支出をすることができません。**

〈資金管理団体について〉

- 「資金管理団体」とは、公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）が、公職の候補者本人が代表者である政治団体のうちから、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したものであり、その数は1に限られるものです。
したがって、資金管理団体の代表者が死亡した場合等、資金管理団体がその適格性を失った場合には、13の様式によりその旨を届け出なければなりません。

〈収支報告書について〉

- **年間に収支のなかった政治団体も、18の収支報告書は提出しなければなりません。**
- **2年間連続して18の収支報告書の提出のない政治団体は、2年目の収支報告書の提出期限を経過した日以後は政治活動のために寄附を受け、または支出をすることができなくなります。**
- ※ このような団体になった場合には次の書類を提出しなければなりません。
 - ・政治団体解散届
 - ・解散した日までの間に提出していない収支報告書
- **領収書等の写しを添付しなければならない支出について、領収書を徴し難い事情があったときは、次のいずれかの書類を添付することとなっています。**
 - ・領収書を徴し難かった支出の明細書（記載例 P53）
 - ・振込明細書（支出の目的が記載（会計責任者自身による記載も可）されているもの）の写し
 - ・支出目的書（記載例 P53）及び振込明細書の写し
- 領収書等及び振込明細書の写しは、複写機で**A4用紙にコピー**をとったものでなければなりません。
- 県選挙管理委員会に提出された収支報告書は、政治資金規正法第20条の規定に基づき、県選挙管理委員会（主たる活動区域が茨城県外又は茨城県内外の政治団体のものについては総務大臣）が、**インターネットにより公表**しています。
- **国会議員関係政治団体については、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、オンライン提出が義務化されます。オンライン提出をするためには、政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用申請が必要になります。（P89～）**

2 政治団体の届出先

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先
茨城県内	茨城県内	県選管
	茨城県外	県選管を経て 総務大臣
	茨城県内外	

3 所管異動または提出先異動の場合の手続

主たる事務所の所在地や活動区域の変更により、所管の異動や提出先の変更が生じる場合は、次により手続をしてください。

所管異動	必要な手続	提出先
県内団体（県選管所管）→全国団体（総務省所管）	・ 県内団体の異動届 ・ 全国団体の設立届（県選管経由）	県選管
全国団体（総務省所管）→県内団体（県選管所管）	・ 県内団体の設立届 ・ 全国団体の異動届（県選管経由）	県選管
県内団体（県選管所管）→県内団体（他都道府県選管所管）	・ 県内団体の異動届	県選管
	・ 県内団体の設立届	異動先都道府県選管
全国団体（総務省所管）が主たる事務所の所在地を都道府県の区域を越えて異動した場合	・ 全国団体の異動届（県選管経由）	県選管

4 政治資金規正法の対象となる政治団体

(1)「政治団体」

- ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- イ 特定の公職の候補者等を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ウ ア又はイのほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
- (ア) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (イ) 特定の公職の候補者等を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

(2)「政 党」

上記政治団体のうち次のいずれかに該当するもの。

- ア 国会議員を5人以上有するもの。
- イ 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかにおいて全国を通じた得票率が2%以上であるもの。

(3)「みなし政治団体」

- ア 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの。
- イ 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、各政党がそれぞれ1団体を指定できる。）

(4)「政治団体の本部及び支部」

政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一つの政治団体とみなされますから、各別に前記1届出一覧に掲げた届出をする必要があります。なお、政党本部が収支報告書を提出するときに添付が義務づけられている監査意見書については、政党の支部は添付の必要がありません。

〔参考〕政治団体の支部について

- 1 一つの政治団体とみなされる支部とはおおむね次の要件を備えたものをいいます。
- (1) 本部の規約等によりその存立が明らかであり、本部と主従の関係にあること。

(2) 本部の指揮統括の下に一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されているものであること。

(3) 一定の範囲内で独自に金銭等の收受及び受付・供与を行うことができる状況にあること。

このような下部組織は、その支部ごとに政治団体として設立届を提出し、収支の報告をしなければなりません。

2 1の要件を満たさない下部組織（例えば会計的に独立していないもの、単なる連絡所的なもので名称は問わない。）が収支活動を行った場合には、上部組織である政治団体が行った収支活動として取り扱われます。

例えば、このような下部組織に対する寄附は直接、上部組織である政治団体に対する寄附となります。また、政治団体がこのような下部組織に対して一括して活動資金を交付し、下部組織が支出した場合には、この下部組織の責任者は、P15 会計責任者の職務等の(2)のアにいう「意思を通じて支出した者」に該当するので、支出の明細書及び領収書を提出しなければなりません。

（この場合、政治団体の収支報告書には、支部交付金等としてではなく、個々の支出が記載されることになります。）

(5)「資金管理団体」

公職の候補者は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、自らがその代表者である政治団体のうちから1の政治団体を資金管理団体として指定することができます。

〈資金管理団体の特徴〉

① 公職の候補者が、公職の候補者である間に、政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に対して寄附（特定寄附）する場合は、寄附の量的制限（総枠制限・個別制限）に関する規定の適用がありません。

② 公職の候補者が、自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（議員報酬等の自己資金による寄附）については、寄附の量的制限のうち個別制限に関する規定が適用されないため、個人のする寄附の総枠制限（B枠：1,000万円）の範囲内において寄附することができます。

③ 公職選挙法により、公職の候補者等は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対しては寄附をすることができます。

〈資金管理団体による不動産の取得等の制限〉

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することはできません。

（ただし、平成19年8月6日よりも以前から引き続き保有している上記の不動産についてはこの限りではありません。この場合、当該不動産の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。）

〈資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付〉

資金管理団体は、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費についての1件当たり5万円以上の支出について収支報告書に支出明細を記載するとともに領収書等の写しを収支報告書へ添付しなければなりません。

(6)「国会議員関係政治団体」

ア 政党、政治資金団体以外の政治団体で、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 国会議員（候補者及び候補者となろうとする者を含む。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）

(イ) 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）

(ウ) 政策研究団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）（3号団体）

イ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員が代表者である支部（みなし1号団体） ※ア(ア)と同じ扱いになります。

ウ 国会議員関係政治団体以外の政治団体のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上の寄附を受けた年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされる）

(ア) 同一の国会議員関係政治団体（(6)ア(ウ)を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあってはその金額の合計）

(イ) 同一の(6)ア(ウ)に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

〈国会議員関係政治団体の届出等〉

1 国会議員関係政治団体に対する通知

(1) 国会議員は、その者に係る(6)ア(イ)に該当する国会議員関係政治団体（2号団体）に対し、国会議員関係政治団体に該当する旨を通知する必要があります。

(2) (1)の通知をした者は、国会議員でなくなったときは、(1)の通知を受けた政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨を通知する必要があります。

2 国会議員関係政治団体の届出

国会議員関係政治団体（(6)ア(イ)の国会議員関係政治団体については、1(1)の通知を受けた団体）は、「2 政治団体の届出先」の主たる活動区域の区分に応じて、その旨を届出先に届け出る必要があります。

〈国会議員関係政治団体からその他の政治団体への寄附に関する通知〉

令和8年1月1日から、国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で通知しなければなりません。（通知の様式は、P108）

(6)ウの政治団体は、寄附の合計が1,000万円に達することとなった寄附に係る通知を受けた日から7日以内に、県選管に届け出なければなりません。（届出様式は、P107）

5 会計責任者の職務等

会計責任者は、その政治団体の収支について一切の責任を負います。また、会計責任者は、その職務の代行者との兼任はできません。

(1) 会計帳簿の備付け及び記載

会計帳簿（収入簿、支出簿、運用簿）を備え、その政治団体のすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を記載し、1件5万円以上のすべての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴しなければなりません。（国会議員関係団体については、P15〈国会議員関係政治団

体に関する特例》を参照)

会計帳簿は毎年12月31日でしめ、会計責任者が署名押印します。

(2) 支出の明細書、あっせんにかかる寄附の明細書の受領又は請求

ア 代表者又は会計責任者と意思を通じて支出した者は、支出した日から7日以内に（会計責任者の請求があるときは直ちに）支出の明細書を会計責任者に提出します。1件当たり5万円以上の支出については領収書も添付します。

明細書には、支出を受けた者の氏名・住所（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び支出の目的・金額・年月日を記載しなければなりません。

イ 寄附のあっせんをした者は、あっせンを終えた日から7日以内に明細書を会計責任者に提出します。

明細書には、寄附者及びあっせん者の氏名・住所・職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び寄附の金額・年月日・当該寄附のあっせんに係る金額・集めた期間を記載しなければなりません。

(3) 収支報告書の提出

1月1日から12月31日までの収支を原則として翌年の3月末日までに報告。

（国会議員関係政治団体については、下記〈国会議員関係政治団体に関する特例〉を参照）

(4) 会計帳簿等の保存

会計帳簿、明細書及び領収書等は、上記報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。

〈国会議員関係政治団体に関する特例〉

1 領収書等の徴収、収支報告書の記載・領収書等の写しの添付等の特例

- (1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について領収書等を徴し、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
- (2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について、領収書等を徴し難い事情があるときは、領収書等を徴し難かった支出の明細書等（いわゆる徴難明細書等）を作成し、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
- (3) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書については、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出について、その明細（支出を受けた者の氏名及び住所並びに支出の目的、金額及び年月日）を記載し、領収書等の写しと併せて、原則として5月31日までに提出しなければなりません。

2 登録政治資金監査人による政治資金監査

- (1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければなりません。
- (2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。

※ (1)の政治資金監査は、国会議員関係政治団体の支出について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うものとされています。

3 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示

- (1) 何人も収支報告書の要旨公表日から3年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、国会議員関係政治団体の収支報告書に係る支出（人件費を除く。）のうち、1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができます。
- (2) 開示請求は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、経費の項目ごとに区分してしなければなりません。
- (3) 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から10日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じます。
- (4) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、(3)の命令を受けたときは、命令があった日から20日以内に、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すればよいこととされています。
- (5) (3)の命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、(4)の期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう、延長を求める期間、その理由等を記載した書面により求めることができます。
- (6) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、(5)の求めがあったときは、(4)の期間を相当の期間延長します。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知します。
- (7) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、(4)により当該少額領収書等の写しの提出があった日から30日以内に(4)により提出された少額領収書等の写し（当該少額領収書等の写しに情報公開法に規定する不開示情報が記録されている場合にあっては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）の開示を決定し、開示請求者に対し通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、一定の期間延長することがあります。
- (8) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、(3)の命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を公表します。
- (9) 開示請求をする者又は開示を受ける者は、実費の範囲内において、総務大臣に対するものについては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対するものについては条例で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納付しなければなりません。

★令和8年分の収支報告書から国会議員関係政治団体の届出等の改正★

(再掲 ※P3～4にも記載しています)

【第1 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等】(令和8年1月1日から)

1 代表者の監督責任(監督内容の具体化)

(1)収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督	国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならない。
(2)会計帳簿等に関する随時又は定期的確認	国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期的に、次の事項を確認しなければならない。 ①会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。 ②会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
(3)会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明	国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。
(4)代表者による確認書の交付 ※確認書の様式は、P111参照	国会議員関係政治団体の代表者は、(2)による確認の結果及び(3)による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならない。
(5)確認書の収支報告書への添付	国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、(4)により交付された確認書を収支報告書に添付しなければならない。この交付された確認書の添付をしなかった者は、50万円の罰金に処する。

2 監督義務違反に対する罰則の強化

- (1) 収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合において、1の(4)に違反して確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者((2)の行為により確認をすることができなかった者を除く。)は、50万円以下の罰金に処する。
 - (2) 1の(3)による説明をせず若しくは虚偽の説明をした者又は1の(3)による説明の義務がある者で代表者による確認を妨げたものは、100万円以下の罰金に処する。
- ※ (1)に違反した代表者、(2)に違反した会計責任者のいずれも、公民権の停止の対象となる。

3 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで(公職の候補者等の寄附の禁止等)の規定は、適用しない。

【第2 政治資金監査の強化】（令和8年1月1日から）

1 預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとする。

2 翌年への繰越しの金額の確認等

- (1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書（※）」という。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならない。
- (2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、(1)による確認により翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書（※）」という。）を作成しなければならない。

3 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充

登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加する。

※残高確認書の様式は P112、差額説明書の様式は P113 にございます。（選挙管理委員会への提出は不要です。）

6 用語の説明

用 語	説 明
収 入	金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。（政治資金規正法第8条の3各号に掲げる方法による運用に係る金銭等の収受を除く。）
党 費 又 は 会 費	いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいいます。しかし、 法人その他の団体が負担する党費又は会費は、政治資金規正法上寄附とみなされます。
寄 附	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。
政治活動に関する寄附	政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいいます。
支 出	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。（政治資金規正法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付を除く。）
公 職 の 候 補 者	公職選挙法の規定により候補者として届出があった者、当該候補者となろうとする者又は公職にある者をいいます。

受 付 印

後援会（国会議員関係政治団体ではない）を新たに設立する場合

政治団体設立届

記載例 1

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

令和〇年 7 月 3 日

県選管への届出日（組織した日から 7 日以内に届け出ること。）

総 務 大 臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称 甲野太郎後援会
事務所の所在地 水戸市三の丸 2 〇〇
代表者の氏名 乙 野 次 郎 ㊟

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

（ふりがな） 名 称	こう の た ろ う こう えん かい 甲 野 太 郎 後 援 会		政治団体の区分	
目 的	別 紙 の と お り		☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体 ☐ 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 ☒ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部	
組 織 年 月 日	令和〇年 7 月 1 日			
主たる事務所の所在地	(〒310-0011) 水戸市三の丸 2 〇〇 (電話 0 2 9 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇)			
主たる活動区域	茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者	おつ の じ ろ う 乙 野 次 郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸 1 〇〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正 (昭和) 平成 30. 10. 1	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
会 計 責 任 者	へい の さぶ ろ う 丙 野 三 郎	(〒310-0851) 水戸市千波 1-〇-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正 (昭和) 平成 35. 1. 10	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者 会計責任者が兼ねることはできない。	てい の し ろ う 丁 野 四 郎	(〒310-0851) 水戸市笠原町 6-〇-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正 (昭和) 平成 40. 5. 5	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
支 部 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	☐ 有 ☒ 無	
国会議員 関係政治 団体の区分 国会議員関係政治団体のみ記入する。	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (現職・候補者等)		
	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る 公 職 の 種 類	
		(現職・候補者等)		
	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 3 号に係る国会議員関係政治団体	別紙国会議員氏名届のとおり		

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体、3号団体）並びに県知事及び県議会議員の候補者等の後援団体で被推薦書を提出した団体である。

受 付 印

政党の支部を新たに設立する場合

政 治 団 体 設 立 届

記載例 2

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

令和〇年 7 月 3 日

県選管への届出日（組織した日から 7 日以内に届け出ること。）

総 務 大 臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称 茨城党水戸支部
事務所の所在地 水戸市三の丸 2 〇〇
代表者の氏名 茨 城 太 郎 ㊟

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

「政党の支部」、または「その他の政治団体の支部」の場合、その名称のほか、（本部）〇〇〇のように本部の名称も記載すること。

（ふりがな） 名 称	いばらき と う み と し ぶ 茨 城 党 水 戸 支 部 （本部）茨城党		政治団体の区分	
	別 紙 の と お り		☐ 政党 ☒ 政党の支部 ☐ 政治資金団体 ☐ 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 ☐ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部	
目 的				
組 織 年 月 日	令和〇年 7 月 1 日			
主たる事務所の所在地	(〒310-0011) 水戸市三の丸 2 〇〇 (電話 0 2 9 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)			
主たる活動区域	茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者	いばらき た ろ う 茨 城 太 郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸 2-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正 (昭 和) ・平成 30. 5. 1	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
会 計 責 任 者	み と じ ろ う 水 戸 次 郎	(〒310-0851) 水戸市千波 2-〇-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正 (昭 和) ・平成 35. 10. 10	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者 会計責任者が兼ねることはできない。	かさ はら さ ぶ ろ う 笠 原 三 郎	(〒310-0851) 水戸市笠原町 2-〇-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正 (昭 和) ・平成 40. 10. 5	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
支 部 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	☒ 有 ☐ 無	
国会議員 関係政治 団体の区分 国会議員関係政治団体のみ記入する。	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (現職・候補者等)	
	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る国会議員関係政治団体		(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る 公 職 の 種 類 (現職・候補者等)
	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 3 号に係る国会議員関係政治団体		別紙国会議員氏名届	

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体、3号団体）並びに県知事及び県議会議員の候補者等の後援団体で被推薦書を提出した団体である。

政党の支部の場合、添付書類として規約の他に、「政党の状況等に関する届」（P95）と「支部証明書」（P96）が必要です。

受 付 印

国会議員関係政治団体（1号団体かつ2号団体）を新たに設立する場合

政 治 団 体 設 立 届

記載例 3

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

令和〇年7月3日

県選管への届出日（組織した日から7日以内に届け出ること。）

総 務 大 臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称 茨城次郎後援会
事務所の所在地 水戸市三の丸2〇〇
代表者の氏名 茨 城 次 郎 ㊟

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

（ふりがな） 名 称	いばらき じ ろう こう えん かい 茨 城 次 郎 後 援 会		政治団体の区分	
目 的	別 紙 の と お り		☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体 ☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 ☒ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部	
組 織 年 月 日	令 和 〇 年 7 月 1 日			
主たる事務所の 所 在 地	(〒310-0011) 水戸市三の丸2〇〇 (電話 029-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
主たる活動区域	茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者	いばらき じ ろう 茨 城 次 郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸3〇〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正・昭和・平成 30. 1. 1	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
会 計 責 任 者	み と さぶ ろう 水 戸 三 郎	(〒310-0851) 水戸市千波3-〇-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正・昭和・平成 35. 5. 10	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者 会計責任者が兼ねることはできない。	かさ はら し ろう 笠 原 四 郎	(〒310-0851) 水戸市笠原町3-〇-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正・昭和・平成 40. 5. 10	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
支 部 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	☒ 有 ☐ 無	
国会議員 関係政治 団体の区分 国会議員関係政治団体のみ記入する。	☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者等)		
	☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る 公 職 の 種 類	
	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第3号に係る国会議員関係政治団体	いばらき じ ろう 茨城次郎	衆議院議員 (現職・候補者等)	
		別紙国会議員氏名届		

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体、3号団体）並びに県知事及び県議会議員の候補者等の後援団体で被推薦書を提出した団体である。

受 付 印

資金管理団体を新たに設立する場合

政治団体設立届

記載例 4

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

令和〇年 7 月 3 日
県選管への届出日（組織した日
から 7 日以内に届け出ること。）

総 務 大 臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

資金管理団体の代表者は公職の候補者でなければならない。

政治団体の名称 茨 選 会
事務所の所在地 水戸市三の丸2〇〇
代表者の氏名 甲 野 太 郎 ㊟

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな) 名 称	いば せん かい 茨 選 会		政治団体の区分	
	別 紙 の と お り		☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体 ☐ 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 ☒ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部	
目 的				
組 織 年 月 日	令和〇年 7 月 1 日			
主たる事務所の 所 在 地	(〒310-0011) 水戸市三の丸 2 〇 〇 (電話 0 2 9 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇)			
主たる活動区域	茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者 資金管理団体の代表者は公 職の候補者等でなければな らない。	こう の た ろう 甲 野 太 郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸 4 - 〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正・昭和・平成 20. 5. 5	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
会 計 責 任 者	おつ の じ ろう 乙 野 次 郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸 1 〇 〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正・昭和・平成 20.10. 1	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者 会計責任者が兼ねることはできない。	へい の さぶ ろう 丙 野 三 郎	(〒310-0851) 水戸市千波 1-〇-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	大正・昭和・平成 28. 1.10	令和 〇. 7. 1 組織年月日と一致する
支 部 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	課税上の優遇措置の適用関係 の有無	☐ 有 ☒ 無	
国会議員 関係政治 団体の区分 国会議員関係政治団 体のみ記入する。	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (現職・候補者等)	
	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る国会議員関係政治団体		(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る 公 職 の 種 類
	☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 3 号に係る国会議員関係政治団体		(現職・候補者等)	
			別紙国会議員氏名届	

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2 号団体、3 号団体）
並びに県知事及び県議会議員の候補者等の後援団体で被推薦書を提出した団体である。

〇〇〇〇後援会規約

- 1 (名称) 本会は、〇〇〇〇後援会と称する。 特定の候補者を推薦し又は支持する旨を明記
 - 2 (事務所) 本会の主たる事務所は、〇〇市に置く。 ▲
 - 3 (目的) 本会は、〇〇〇〇氏の政治活動を支援することを本来の目的とし、あわせて会員相互 通称等ではなく、戸籍名で記載の親睦を深めることを目的とする。
 - 4 (事業) 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 研究会、講演会等の開催
 - (2) 機関紙の発行
 - (3) ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 - (4) ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 - (5) その他本会の目的達成のために必要な事業
 - 5 (会員) 本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
 - 6 (役員) 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長2名、幹事若干名、会計責任者1名、会計職務代行者1名、監事2名
 - 7 (役員の選出及び任期)
 - (1) 役員は、総会において選出する。
 - (2) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
 - 8 (会議)
 - (1) 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
 - (2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
 - 9 (経費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
 - 10 (会費) 本会の会費は、年〇〇〇円とする。
 - 11 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
 - 12 (会計監査) 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
 - 13 (規約の改廃) 本規約の改廃は、総会において決定する。
 - 14 (補則) 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。
- 付 則
本規約は、令和〇年7月1日より実施する。

▲
設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

※ 個人の寄附に関する課税上の優遇措置について

個人の寄附に関する課税上の優遇措置を受けることのできる政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体）、国会議員関係政治団体（3号団体）並びに都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体に限られます。

その場合には、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）については「**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知**」を、政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体（3号団体）については「**国会議員氏名届**」を、都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体については「**被推薦書**」を添付する必要があります。

○ ○ ○ ○ 会規約

- 1 (名 称) 本会は、○○○○会と称する。
 - 2 (事 務 所) 本会の主たる事務所は、○○市に置く。
 - 3 (目 的) 本会は、△△△△の理念に基づき、□□□□の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。
 <例> △△△△ 民主主義、自由主義、社会主義
 □□□□ 福祉社会、住みよい日本
 - 4 (事 業) 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 研究会、講演会等の開催
 - (2) 機関紙、その他の印刷物の発行
 - (3) 関係方面の宣伝活動
 - (4) ＊＊＊＊＊＊
 - (5) その他本会の目的達成のために必要な事業
 - 5 (会 員) 本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
 - 6 (役 員) 本会に次の役員をおく。
 会長1名、副会長2名、幹事若干名、会計責任者1名、会計職務代行者1名、監事2名
 - 7 (役員の選出及び任期)
 - (1) 役員は、総会において選出する。
 - (2) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
 - 8 (会 議)
 - (1) 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
 - (2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
 - 9 (経 費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
 - 10 (会 費) 本会の会費は、年○○○円とする。
 - 11 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
 - 12 (会計監査) 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
 - 13 (規約の改廃) 本規約の改廃は、総会において決定する。
 - 14 (補 則) 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。
- 付 則
本規約は、令和○年7月1日より実施する。

設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

※ 目的及び事業欄には、政治上の主義・施策等政治活動の内容を具体的に書いてください。

《規約等の記載例－資金管理団体用》

代表者氏名（公職の候補者等）を入れる

特定の候補者等を推薦し又は支持する旨を明記

〇 〇 〇 〇 会 規 約

- 1 （名 称） 本会は、〇〇〇〇会と称し、代表者は〇〇〇〇〇とする。
 - 2 （事 務 所） 本会の主たる事務所は、〇〇市に置く。
 - 3 （目 的） 本会は、〇〇〇〇〇氏の政治活動を支援することを目的とする。
通称等ではなく、戸籍名で記載
 - 4 （事 業） 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 研究会、講演会等の開催
 - (2) 機関紙の発行
 - (3) ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 - (4) ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 - (5) その他本会の目的達成のために必要な事業
 - 5 （会 員） 本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
 - 6 （役 員） 本会に次の役員をおく。
会長 1 名、副会長 2 名、幹事若干名、会計責任者 1 名、会計職務代行者 1 名、監事 2 名
 - 7 （役員の選出及び任期）
 - (1) 役員は、総会において選出する。
 - (2) 役員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
 - 8 （会 議）
 - (1) 会長は、毎年 1 回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
 - (2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
 - 9 （経 費） 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
 - 10 （会 費） 本会の会費は、年〇〇〇円とする。
 - 11 （会計年度） 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
 - 12 （会計監査） 会計責任者は、本会の経理につき年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
 - 13 （規約の改廃） 本規約の改廃は、総会において決定する。
 - 14 （補 則） 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。
- 付 則
本規約は、令和〇年 7 月 1 日より実施する。

設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

※ 個人の寄附に関する課税上の優遇措置について

個人の寄附に関する課税上の優遇措置を受けることのできる政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体）、国会議員関係政治団体（3号団体）並びに都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体に限られます。

その場合には、政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）については「**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知**」を、政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体（3号団体）については「**国会議員氏名届**」を、都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体については「**被推薦書**」を添付する必要があります。

受 付 印

資 金 管 理 団 体 指 定 届

令和〇年 7 月 3 日

総 務 大 臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

公職の種類 茨城県議会議員水戸市選挙区

(現職 候補者等)

氏 名 甲 野 太 郎 ㊞

住 所 水戸市三の丸 4-〇

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

令和〇年 7 月 1 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規
正法第 19 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

※同一となる。

資金管理団体の名称	茨 選 会
主たる事務所の所在地	水戸市三の丸 2 〇〇
代 表 者 の 氏 名	甲 野 太 郎

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 〇 年 7 月 3 日

氏名 甲 野 太 郎 ㊞

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にあるものにあつては「衆議院議員 茨城県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 北関東選挙区（候補者等）」の例により記載すること。